

# 西目屋村子ども読書活動推進計画



令和6年4月  
西目屋村教育委員会



# 西目屋村子ども読書活動推進計画

## — 目 次 —

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の期間	
第2章	基本的方針	2
1	家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進	
2	子どもが読書に親しむ諸条件の整備・充実	
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	
第3章	家庭、地域、学校等における読書活動の推進	3
1	家庭における読書活動の推進	
2	地域における子どもの読書活動の推進	
	＜図書館等＞	
	＜ボランティア、民間団体等＞	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	
	＜保育園＞	
	＜小学校＞	
4	子どもの読書活動を推進するための条件整備	
第4章	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	9
1	子ども読書啓発事業の推進	
2	優良な図書の普及	
第5章	計画の評価	10
1	計画の評価	
2	評価の指針と数値目標	
3	計画の推進に向けて	

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動については、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」と「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第二条に示されています。読書をすることは、子どもたちが生きてく上で必要な知識であり、能力でもあります。

しかし、インターネットやスマートフォンなどさまざまなメディアの発達や普及、生活環境の変化などにより、子どもの読書離れ・活字離れが進み問題視されていますが、子どもの読書に関する興味・関心を高め、確かな知識、能力を養うために、各機関における諸施策の充実が望まれるところです。

国では、読書のもつ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布し、施行しました。この法律では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にその環境の整備を推進することを基本としています。平成14年8月に、施策の計画的推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、令和5年3月には第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

また、青森県では平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定し、令和2年2月には「青森県子ども読書活動推進計画第（第四次）」が出され、令和2年度から5年間の子どもの読書活動推進の基本的方向が示されました。

これを受け、本村では子どもの読書活動の重要性を理解し、読書を楽しみ、親しむ子どもたちを育てるとともに、家庭、地域、学校が果たす役割と協力、連携し子どもの読書環境づくりを進めることを目指し、「西目屋村子ども読書活動推進計画」を策定しました。本計画は、令和6年度から5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

今後は、読書活動の推進や啓発などの施策を家庭・地域・学校が一層連携を深めていくことや様々な読書活動の機会提供や環境整備を進めてまいります。

## 2 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度まで5年間とします。また、この計画終了後も、子どもの読書環境の段階的向上を目指し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## 第2章 基本の方針

### 1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校がそれぞれの担うべき役割を果たすことはもちろん、子どもの読書活動に大きくかかわっている中央公民館図書室、関係機関、民間団体、企業等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ社会全体で取り組む必要があります

このような観点から、本村は、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努めます。

### 2 子どもが読書に親しむ諸条件の整備・充実

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくためには、乳幼児期から読書に親しめるような読書環境を身近に整えることが必要です。

また、家庭、地域、学校では、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもが読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深め、自主的な読書活動ができるような機会を提供するとともに、そのための環境づくりに努める必要があります。

このような観点から、本村は、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。

### 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、保護者、教職員、保育士等子どもの成長に深くかかわっている身近な大人が、読書活動に理解と関心をもつことが重要です。

また、子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たり、大人に読書を勧められたりすることなどで、読書に関心を抱き、読書意欲を高めていきます。

このような観点から、村は、広く村民が自主的な子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深め、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

## 第3章 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

家庭では、子どもへの読み聞かせや、子どもと一緒にする読書など、読書に対する興味や関心を引き出し、読書習慣が自然に身に付くような働きかけが望まれます。

#### (2) 現状と課題

テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼少期からの読書習慣が形成されていないなど、子どもの活字離れによる読み書き能力の低下や創造力の欠如が指摘されています。

#### (3) 地域での行事を通じた読書活動への理解の促進

中央公民館での行事等を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間をもつよう家庭で習慣付けることの重要性について理解を深めることが大切です。

#### (4) 村の施策

図書館等（公民館図書室等類似施設を含む）、関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（たしろ保育園、西目屋小学校）と連携し、子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めていきます。

また、西目屋村中央公民館で行われる乳幼児健診等の際に保健師等が絵本の選び方や読み聞かせの方法などを保護者に伝える場（ブックスタート等）の設置について検討します。

### 2 地域における子どもの読書活動の推進

#### <図書館等>

#### (1) 地域での子どもの読書活動の推進における図書館等の役割

① 図書館等は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむことのできる場所であり、日常生活の中で身近に読書に親しむことのできる場所であることから、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。

② 図書館等は、保護者が自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもの読書について相談することのできる場所であり、おはなし会の開催、子どもに薦めたい図書の展示、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の

指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

- ③ 図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たす読書活動の拠点です。そのため、子どもの読書活動を推進する図書館等の諸活動を支援するボランティアに対して、活動場所の提供や必要な知識・技術を取得する学習機会の提供等の支援が求められています。
- ④ 公立図書館等は、図書館運営に関する情報や知識を蓄積していることから、子どもにとって最も身近な学校図書館が「読書センター」、「学習情報センター」として機能するよう様々な支援を行うことを期待されています。

## (2) 図書館等における読書環境等の諸条件の整備・充実

### ① 図書の整備・充実

図書館等においては、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択することができるよう、豊富で多様な図書を整備していくことが必要です。図書の整備については、計画的に進めるとともに、県立図書館からの協力貸出を利用することも有効な手段です。

### ② 貸出サービス体制の整備・充実

図書館等から離れた地域に居住する子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館など様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、児童図書の貸出体制の整備・充実を図っていくことが必要です。

### ③ 図書館等の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。このことから、地域住民への図書室情報の発信のための工夫が必要です。

### ④ 児童が利用しやすい環境の整備

子どもにとって利用しやすい施設とするためには、児童図書や絵本コーナーを整備するとともに、子どもが手に取りやすい高さやレイアウトを設けるなどの工夫が必要です。

### ⑤ 職員研修の充実

司書だけでなく、その他の職員や司書が配置されていない図書館等の職員においても、児童図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術が求められることから、職員研修の充実を図ることが必要です。

### ⑥ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害に応じた図書の充実を図るとともに、読書に親しめる環境を整備していくことが必要です。

### (3) 村の施策

- ① 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、子どもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、おはなし会の情報提供、利用案内やレファレンス・サービス、読書相談等に努めていきます。
- ② 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティアとの連携・協力を努めていきます。
- ③ 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、児童図書等の貸出や他図書館等との相互貸借や連携・協力の推進に努めていきます。
- ④ 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、図書館に関する情報の収集、全国的な動向の把握に努め、司書及び職員が専門的知識・技術を習得するため、研修等に派遣するとともに、県内の市町村立図書館等や学校図書館でのサービスが充実するよう、関係者を対象とした研修の充実を図っていきます。
- ⑤ 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、障害のある子どもが読書に親しめる環境を整備するため、関係機関と連携し、点字資料、録音資料等の収集・提供に努めるとともに、ボランティアの協力を得ながら、障害のある子どもの読書活動の充実を図っていきます。

#### <ボランティア、民間団体等>

##### (1) 地域の読書活動の推進におけるボランティア、民間団体・企業の役割

- ① 読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されているグループ・団体は、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供し、学校図書館の活発な活動を支えるとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。
- ② 絵本、児童書、青少年向け図書を提供する書店等の民間企業は、子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。また、読み聞かせボランティアと連携して行うおはなし会の開催などは、地域における子どもの読書活動の推進に大きく貢献しています。

##### (2) ボランティア、民間団体に係る諸条件の整備・充実

- ① ボランティア等が地域で活発に活動するためには、ボランティアとそれを受け入れる保育園、学校等との間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有されることが大切です。
- ② ボランティア等が資質や能力を向上させるためには、図書館等で開催される研修会への参加だけでなく、自主的な企画による合同研修会や交流会の開催、ボランティア同士の連携やネットワークの形成など、それぞれのグループが持つ知識や経験、ノウハウを活かしながら相互に高め合っていく取組が必要です。

### (3) 村の施策

- ① 村は、関係機関と連携しながら保育園・小学校の求めに応じて、研修会や読み聞かせ会の講師の斡旋等、様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供に努めていきます。
- ② 村は、ボランティアやボランティアグループ同士の広域的な連携の促進と、関係機関等の子どもの読書活動の推進に賛同する民間団体・企業の連携が図られていくよう努めていきます。

## 3 学校等における子どもの読書活動の推進

### <保育園>

#### (1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育園の役割

- ① 幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、保育園においては、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。
- ② 子どもが絵本等の楽しさと出会い、物語などに親しみ、読書の喜びに触れるためには、職員や保護者など、身近な大人が読書の大切さや意義について理解を深めていく必要があります。

#### (2) 保育園における読書環境等の諸条件の整備・充実

- ① 保育園においては、子どもが安心して図書に触れることができるようなスペースの工夫や、絵本に対して興味をもてるようにはなし会を開催するなど、絵本に親しむ機会や読書環境を作っていくことが大切です。
- ② 職員や保護者が子どもの読書活動についての理解を深めるためには、研修会等で乳幼児期からの読書の大切さについて話を聞くことや、読み聞かせの実演に子どもと一緒に触れることが必要です。
- ③ 子どもの読書活動の推進のための様々なノウハウや知識・経験を活用し、一層の効果を得るためには、保育園が単独で取り組むだけでなく、地域のボランティアとの連携や西目屋村中央公民館等の支援が必要です。

### (3) 村の施策

- ① 村は、ボランティアと連携して、保育園の求めに応じて、研修会やおはなし会の講師や実演者を紹介するとともに、様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。
- ② 西目屋村中央公民館は、青森県立図書館の協力を仰ぎ、保育園の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言などの支援をしていきます。

## <小学校>

### (1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

- ① 学校においては、国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。
- ② 子どもの読書に親しむ態度を育成するためには、朝の読書や読み聞かせ活動などの取組が重要です。
- ③ 推薦図書コーナーを設置し、卒業までの間に読んでほしい図書を推奨するなど、学校や家庭において読書習慣を身に付けていくよう促していくことも有効な手段です。
- ④ 子どもの読書活動を推進していくため、教職員が読書活動の意義について理解を深めていくとともに、学校図書館の活用をはじめとした取組に関する情報交換や研究協議などを行い、意識の高揚を図っていく必要があります。

### (2) 学校における読書環境等の諸条件の整備・充実

- ① 家庭・地域との連携による読書活動の推進  
子どもの読書活動の充実のためには、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク活動等（学校図書館の整備など、学校と地域が一体となった読書活動）を推進していくことが必要です。
- ② 学校図書館の機能の整備・充実  
学校図書館は、「読書センター」としての機能と「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、図書館担当教諭が中心となって職員の連携を図るとともに、必要に応じて保護者や地域のボランティアの協力を得て、学校図書館の機能の充実を図っていくことが必要です。
- ③ 図書の整備・充実  
子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応じた魅力的な図書を整備・充実していくことが必要です。このため、学校において自校の図書の充実に取り組むとともに、他校の学校図書館や公立図書館等との連携を進めることも必要です。
- ④ 情報化の促進  
学校図書館にコンピュータを整備し、蔵書情報をデータベース化し、インターネット等を活用して情報の共有化を進めることにより、他校の学校図書館や公立図書館等との相互検索が可能になり、自校の図書館だけではなく、地域全体での図書や各種資料の共同利用、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となります。

### (3) 村の施策

- ① 村は、子どもたちの豊かな人間性の育成を図り、知的活動を増進するための読書活動が、学校において推進されるよう指導・助言に努めていきます。
- ② 村は、学校図書館の蔵書の整備や図書情報のデータベース化がより一層図られるよう、村教育委員会等に働きかけていきます。
- ③ 村は、学校図書館と公立図書館等との情報交換、合同研修会など、読書活動の推進につながる交流や連携が行われるよう働きかけていきます。
- ④ 村は、学校司書等の配置や取組について、情報提供します。
- ⑤ 村は、学校の求めに応じ、図書の貸出や学校図書館の整備についての助言や情報提供に努めていきます。

## 4 子どもの読書活動を推進するための条件整備

### (1) 村における推進体制

本村における子どもの読書活動が、家庭、地域、学校を通じた社会全体で推進されるよう、村は、教育委員会教育課、村長部局の関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。

### (2) 民間団体に対する支援と連携・協働

子どもの読書活動の推進は、PTA組織等、民間団体や個人のボランティア活動に負うところが大きいことから、村は、関係機関とともに、地域の子どもの読書活動を推進する民間団体や個人に対して、読み聞かせ研修会や連携についての情報を提供するなどの支援に努めます。

また、これらの民間団体や個人と連携し、協力を受け、保育園、小学校等、子どもに関わる関係施設、機関、団体で行われる読み聞かせ活動を支援し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

## 第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

### 1 子ども読書啓発事業の推進

「子ども読書の日（4月23日）」及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。これまでも、公立図書館を中心に様々な記念事業が開催されており、子どもの読書活動に対する関心の高まりを見せています。

村は、この取組をさらに広げていくため、地域、学校、読み聞かせ団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。

また、読書週間（10月下旬～11月上旬）においては、子どもの健やかな成長に対する絵本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、全県的な子どもの読書活動の推進を図る啓発活動を行います。

### 2 優良な図書の普及

優良な図書の普及を図ることは、地域における子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

このため、村は関係機関、団体等と連携し、乳幼児期から読書に親しめるような本や子どもに読ませたい本の紹介等を行う機会をもってきました。今後も、優良な図書を家庭・地域に紹介するとともに、優良な図書が保育園や小学校、西目屋村中央公民館等の子どもの身近な所に置かれ、いつでも触れることができるよう働きかけていきます。

## 第5章 計画の評価

### 1 計画の評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、目標を設定し評価します。

### 2 評価の指針と数値目標

本村における子どもの読書活動の推進に関する評価のための指針は、次のとおりとします。

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進に関する評価

- ・ 保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期から子どもが本に触れることができる環境が整っているか。

#### (2) 地域における子どもの読書活動の推進に関する評価

- ・ 村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。
- ・ 西目屋村中央公民館が利用されているか。

#### (3) 学校における子どもの読書活動の推進に関する評価の視点

- ・ 学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

《学校図書館図書標準》→5, 080 + 480 × (学級数 - 6) ※学級数7~12の場合

●西目屋小学校の学級数 8学級

●西目屋小学校の図書標準 6, 040冊

〈現状値〉

●西目屋小学校蔵書数 7, 278冊【R5】

※現状値の維持もしくは図書標準を下回らないように、図書の充実に努める。

- ・ 西目屋村中央公民館による学校図書館の支援が進んでいるか。
- ・ 学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。
- ・ 西目屋村中央公民館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

### 3 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、毎年度文部科学省や県立図書館が実施する調査等によって進捗状況を把握し、計画を着実に推進していくよう努めていきます。

